

令和5年度 第1回総合教育会議次第

日 時 令和5年10月23日(月)
午後3時～

場 所 本庁舎会議室302・303

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 校内教育支援センター等の充実について

(2) こども家庭センターの設置について

4 閉 会

総合教育会議 座席表

夏野市長	
眞岸委員	金谷教育長
宮原委員	
村上委員	野上委員

事務局

杉本 企画管理部次長	小塚 企画管理部長	久々江 教育委員会事務局長	六渡 教育委員会事務局次長
網 政策推進課長	高岡 子育て支援課長	遠藤 教育委員会事務局次長 生涯学習・スポーツ課長	高信 教育センター所長
米屋 政策推進課長補佐	酒井 学校教育課副主幹	星野 学校教育課長	高井 学校教育課長補佐
竹口 政策推進課主任	前田 子育て支援課係長	川淵 学校教育課係長	

傍聴者・記者席

--	--	--	--

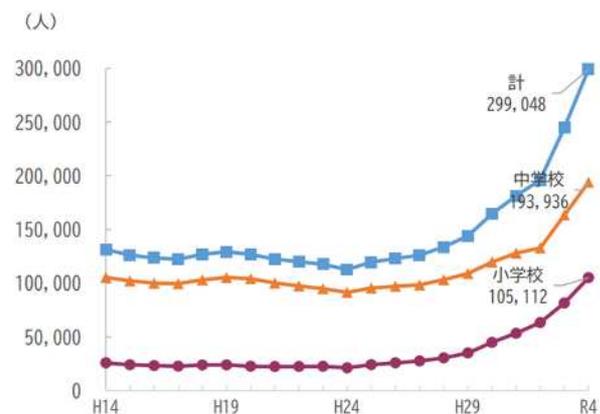
校内教育支援センター等の の充実について

令和5年10月
射水市教育センター

1

不登校児童生徒数（全国）

- 近年**増加し続けている**
- 小・中学校不登校児童生徒数は、**全国で約29.9万人**
- 90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等での相談・指導を受けていない小・中学生**約5.9万人**



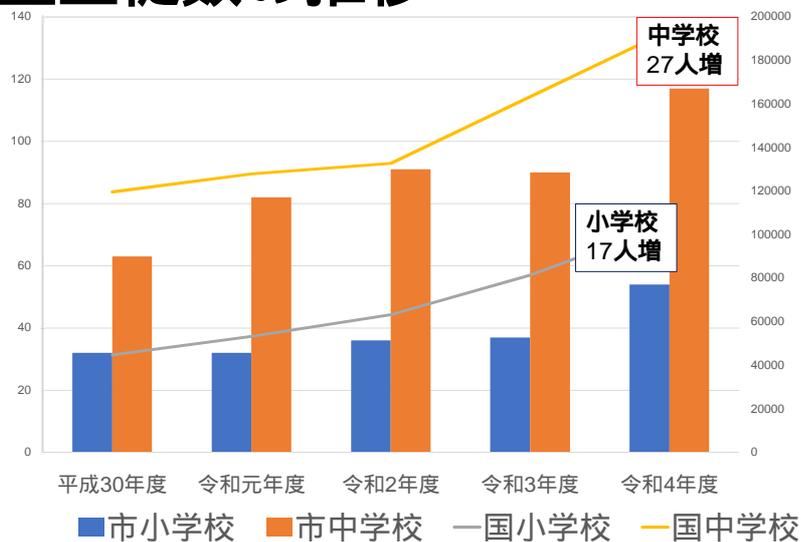
令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

2

不登校児童生徒数の推移

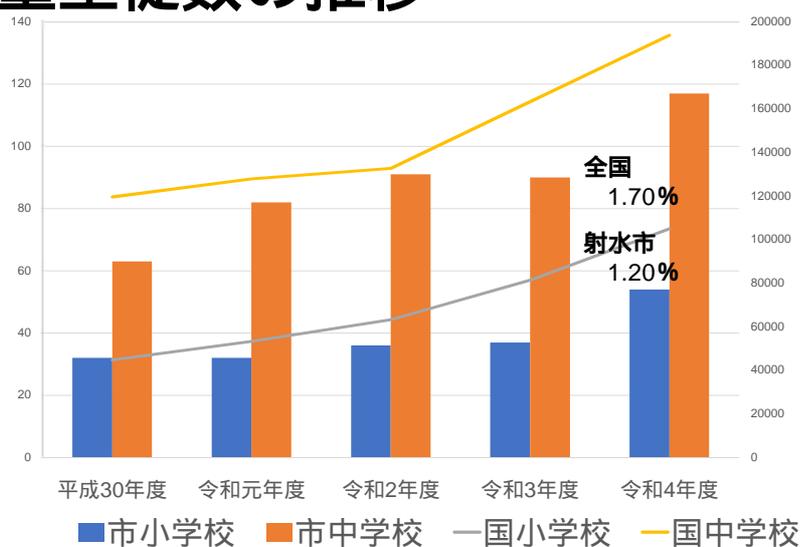
不登校

年間に30日以上、
登校しなかった児童
生徒数
ただし、病気や経済
的な理由は除く



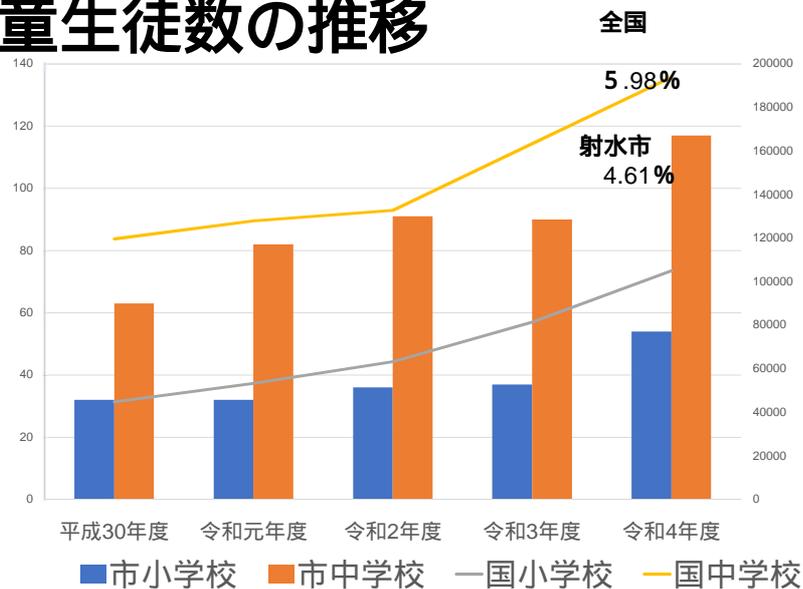
不登校児童生徒数の推移

小学校の 不登校児童 の割合



不登校児童生徒数の推移

中学校の
不登校生徒
の割合



5

不登校児童生徒の割合
小学校・中学校ともに全国を下回っている

これまでの本市の取組が奏功

しかしながら、
本市でも不登校児童生徒数は増加し続けている

対策の充実を検討する必要性

6

本市における不登校に対する取組

不登校を生まない 予防的取組			
WEBQU調査の実施 結果分析と活用 (全小中学校：年2回)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 学校生活における児童生徒個々の意欲や満足感及び学級集団の状態をWEBでのアンケートによって測定する調査。いじめ防止や学力向上のサポート等において、早期の対応や対策につなげることができる。 </div>		

7

本市における不登校に対する取組

不登校を生まない 予防的取組	困り感の早期発見・ 早期対応		
WEBQU調査の実施 結果分析と活用 (全小中学校：年2回)	困りごと調査の実施 担任による全員面談 の実施	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 児童生徒が希望する担任以外のマイサポーター（教職員）を指名し、いつでも気軽に相談できる環境を整備 </div>	
	マイサポーター制度 の導入		
	気がかりポストの 設置	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 教務主任や生徒指導主事を気がかりポストに位置付け、日常的な情報共有を行い全教職員がワンチームとして問題の未然防止や解決につなげる校内体制を整備 </div>	
相談体制の充実 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 小・中学校家庭教育専門支援員 教育相談員	【県費（全校）7人】 【県費（全中学校区）6人、市費（全校）10人】 【市費2人（小1人、中1人）】 【市費1人】		

8

本市における不登校に対する取組

不登校を生まない 予防的取組	困り感の早期発見・ 早期対応		学校への登校が難しい 児童生徒への対応
WEBQU調査の実施 結果分析と活用 (全小中学校：年2回)	困りごと調査の実施 担任による全員面談 の実施		射水市教育支援 センター「いみずの」 での支援
	マイサポーター制度 の導入		不登校児童生徒に対し て、1人1人に応じた学 習支援、個別相談等 を行い、社会的な自立に つながる支援を実施
	気がかりポストの 設置		
相談体制の充実 スクールカウンセラー 【県費（全校）7人】 スクールソーシャルワーカー 【県費（全中学校区）6人、市費（全校）10人】 小・中学校家庭教育専門支援員 【市費2人（小1人、中1人）】 教育相談員 【市費1人】			

9

本市における不登校に対する取組

不登校を生まない 予防的取組	困り感の早期発見・ 早期対応		学校への登校が難しい 児童生徒への対応
WEBQU調査の実施 結果分析と活用 (全小中学校：年2回)	困りごと調査の実施 担任による全員面談 の実施	学級に入り づらさを感じている 児童生徒 一定数在籍	射水市教育支援 センター「いみずの」 での支援
	マイサポーター制度 の導入		
	気がかりポストの 設置		
相談体制の充実 スクールカウンセラー 【県費（全校）7人】 スクールソーシャルワーカー 【県費（全中学校区）6人、市費（全校）10人】 小・中学校家庭教育専門支援員 【市費2人（小1人、中1人）】 教育相談員 【市費1人】			

10

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」 令和5年3月文科省

自分の学級に入りづらい児童生徒について、学校内に落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境があれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待できる

つながりのイメージ



11

学級への入りづらさを感じている児童生徒への対応



保健室で養護教諭
が対応



管理職が
対応



特別教室等で
空き時間の担任が対応

12

学級への入りづらさを感じている生徒への対応 (大門中・小杉中)



学習支援



相談支援

13

カウンセリング指導員による対応 (大門中・小杉中)

相談室登校生徒の学習支援、オンライン授業の環境整備
相談室登校生徒の行事参加支援
担任、教科担当への情報提供、配布物等の橋渡し
生徒、保護者、教職員の相談を受ける (カウンセリング指導員)



学習支援

オンライン授業



個別学習

行事参加支援
(14歳の挑戦)



14

カウンセリング指導員による対応（大門中・小杉中）

相談室登校生徒の学習支援、オンライン授業の環境整備

相談室登校生徒の行事参加支援

担任、教科担当への情報提供、配布物等の橋渡し

生徒、保護者、教職員の相談を受ける（カウンセリング指導員）

相談件数 生徒**217**件 保護者**112**件 教職員**321**件 計 **650**件

相談回数 生徒**2105**回 保護者**157**回 教職員**1482**回 計**3728**回

令和4年度

15

カウンセリング指導員による対応（大門中・小杉中）

相談室登校生徒の学習支援、オンライン授業の環境整備

相談室登校生徒の行事参加支援

担任、教科担当への情報提供、配布物等の橋渡し

生徒、保護者、教職員の相談を受ける（カウンセリング指導員）

相談件数 生徒**217**件 保護者**112**件 教職員**321**件 計 **650**件

相談回数 生徒**2105**回 保護者**157**回 教職員**1482**回 計**3728**回

校内教育支援センター的役割

相談室を1週間以上利用した生徒の割合 **21%**

相談室を一定期間利用したことによって
学級への入りづらさを解消し、学級復帰できた **21%**

16

学級への入りづらさを感じている児童生徒への対応 (大門中・小杉中以外)



連続的な支援を行うことが困難

17

学級への入りづらさを感じている児童生徒への対応

**継続的に連続した学習支援や
相談支援を行える人の存在が
心の安定に**

継続的な登校や学級復帰に



18

校内教育支援センターの充実等について

< 現在 >

市 スクールソーシャルワーカー
 全ての小・中学校
 週1回、2～3時間 配置

県 スクールカウンセラー
 全ての小・中学校
 週1、2回、2～6時間 配置
 スクールソーシャルワーカー
 全ての中学校区
 週1回、3～5時間 配置

【現在の市内学校の配置例】

曜日	配置
月	-
火	市SSW
水	-
木	県SC
金	(県SSW) 月1回程度

19

校内教育支援センターの充実等について

曜日	配置
月	-
火	市SSW
水	-
木	県SC
金	(県SSW) 月1回程度

週3日3時間/日追加

校内教育支援センターとしての機能が期待できる

曜日	配置
月	追加
火	市SSW
水	追加
木	県SC
金	追加

不登校児童生徒数が
 ・学級数を超えている
 ・前年度より3人以上増加している

令和6年度：小学校3校、中学校2校を想定

20

校内教育支援センターの充実等について

不登校を生まない 予防的取組	困り感の早期発見・ 早期対応	学級に入りづらさを 感じている児童生徒 への支援	学校への登校が難しい 児童生徒への対応
WEBQU調査の実施 結果分析と活用 (全小中学校：年2回)	困りごと調査の実施 担任による全員面談 の実施	校内教育支援 センターでの 支援 相談支援 学習支援	射水市教育支援 センター「いみずの」 での支援
	マイサポーター制度 の導入		
	気がかりポストの 設置		
相談体制の充実 スクールカウンセラー 【県費（全校）7人】 スクールソーシャルワーカー 【県費（全中学校区）6人、市費（全校）10人】 小・中学校家庭教育専門支援員 【市費2人（小1人、中1人）】 教育相談員 【市費1人】			

21

教室に入りづらさを感じている 児童生徒の学びの場の充実を

22

こども家庭センターの設置について

令和5年度
第1回総合教育会議 資料

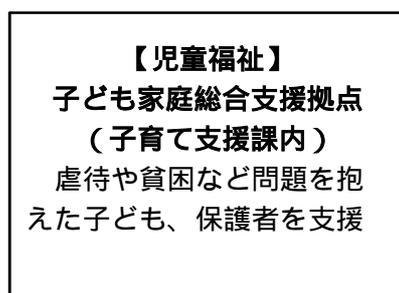
令和5年10月23日
子育て支援課

1 設置根拠

令和6年4月1日施行の改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である、「こども家庭センター」の設置に努めることとした。

2 こども家庭センターの機能

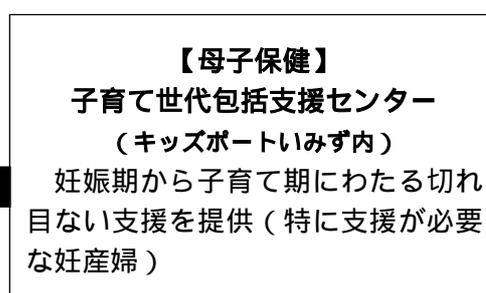
R4.10 設置済



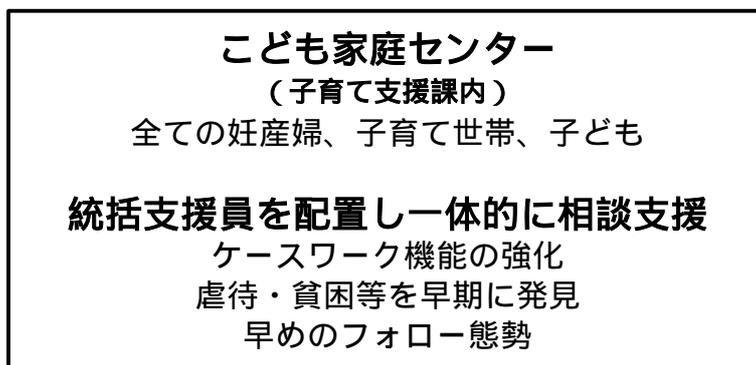
より連携強化

一体化

R2.4 設置済



R6.4 以降



こども家庭センターにおいて想定される業務

【児童福祉】・要保護児童やひとり親家庭への相談支援
・子どもの貧困対策（ヤングケアラー等）

【母子保健】・特定妊婦への相談支援
・妊婦時から子育て期にわたる伴走型支援

新たに次の事を担うことにより更なる支援の充実・強化を図る。

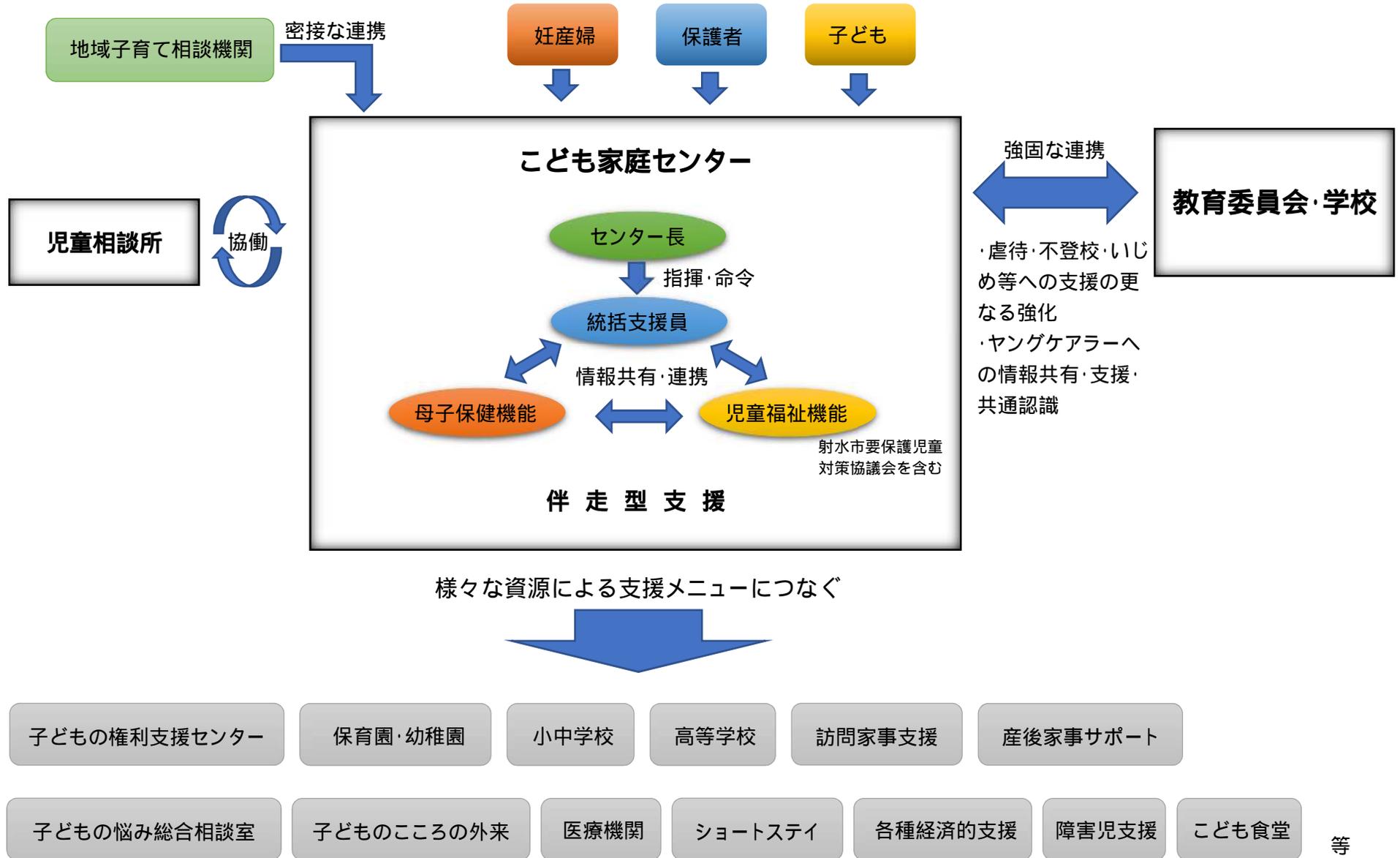
妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）

民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓

3 こども家庭センター設置における効果

児童福祉と母子保健が一体化した「こども家庭センター」を設置することで、妊娠した時から出産・子育てまでの伴走的な支援が可能となり、福祉保健部内各課や教育委員会等の関係機関との連携が強化され、虐待、貧困、ヤングケアラー等への支援がより充実する。

こども家庭センター関連図



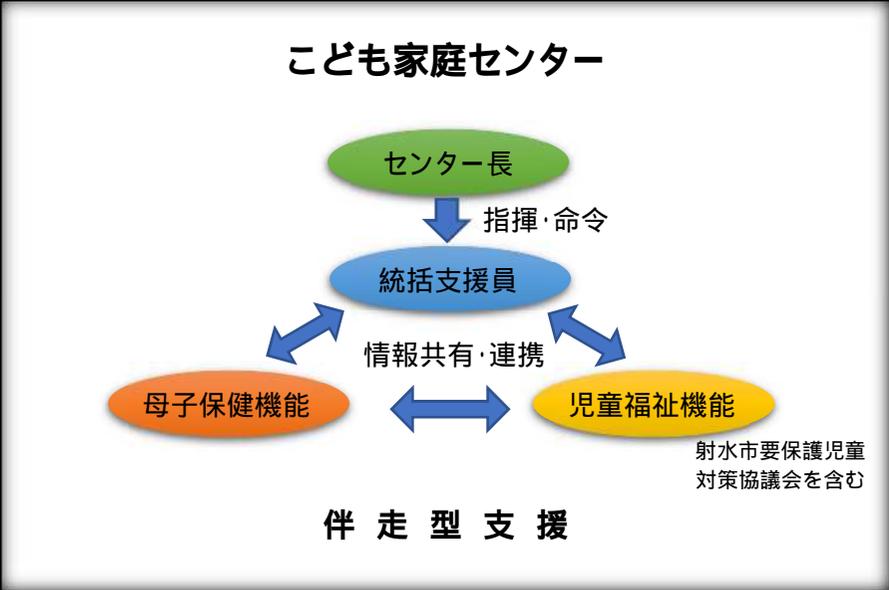
地域子育て相談機関

密接な連携

妊産婦

保護者

子ども



強固な連携

教育委員会・学校

- ・虐待・不登校・いじめ等への支援の更なる強化
- ・ヤングケアラーへの情報共有・支援・共通認識

児童相談所

協働

様々な資源による支援メニューにつなぐ

子どもの権利支援センター

保育園・幼稚園

小中学校

高等学校

訪問家事支援

産後家事サポート

子どもの悩み総合相談室

子どものこころの外来

医療機関

ショートステイ

各種経済的支援

障害児支援

こども食堂

等